

## 滋賀県地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 滋賀県地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）および補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）ならびに滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 この補助金は、学校、家庭および地域住民相互の連携・協働を推進するため、学校を核として地域住民等の参画や地域の特色を生かした事業を展開する経費の一部を補助し、もって、まち全体で地域の将来を担う子どもたちを育成するとともに地域のコミュニティの活性化を図ることを目的とする。

### (交付の対象)

第3条 滋賀県知事（以下「知事」という。）は、別記の事業名の欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、別記の補助事業者の欄に掲げるものとする。

### (補助対象経費および補助額)

第4条 補助事業に係る補助対象経費および補助事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の額は、別記に定めるところによる。

### (申請手続)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、別に定める期日までに様式1による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

### (交付決定の通知)

第6条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めるときは速やかに交付の決定を行い、様式2による補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

- 2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができるものとする。
- 3 補助金の交付決定は、補助金交付申請書が滋賀県教育委員会に到達してから 30 日以内に行うものとする。

(申請の取下げ)

第 7 条 補助金の交付決定を受けた補助事業者は、交付決定の内容またはこれに付した条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から 20 日以内に交付申請取下げ書を知事に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第 8 条 補助金の支払は、第 15 条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。

(経費の効率的使用等)

第 9 条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(計画変更の承認)

第 10 条 補助事業者は、次の各号に掲げる場合には、あらかじめ様式 3 による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の額を変更しようとするとき。ただし、補助金の交付決定額の範囲内において、50 万円又は補助対象経費の 20%のいずれか高い額以内で増減する場合は除く。
  - (2) 別記の事業名欄に定める各事業のいずれかを中止または廃止しようとするとき。
- 2 第 6 条の規定は、前項の場合について準用する。この場合の補助金交付決定変更通知書は様式 4 によるものとする。
  - 3 知事は、第 1 項を承認する場合において必要に応じ交付の決定の内容を変更し、または条件を付することができるものとする。

(補助事業の中止または廃止)

第 11 条 補助事業者は、補助事業を中止または廃止しようとするときは様式 5 による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第 12 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合または補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式 6 による報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第 13 条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、速やかに様式 7 による状況報告書を求め、またはその状況を調査することができる。

(実績報告)

第 14 条 補助事業者は、補助事業を完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から 30 日を経過した日または翌年度の 4 月 5 日のいずれか早い日までに様式 8 による実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 前項の場合において、実績報告書の提出期限について、知事の別段の承認を受けたときは、その期間によることができる。

(補助金の額の確定等)

第 15 条 知事は、前条第 1 項の報告を受けた場合には、実績報告書、その他の書類の審査および必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第 10 条の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容）およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、実績報告があった日から起算して 30 日以内に交付すべき補助金の額を確定し、様式 9 による補助金確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第 16 条 知事は、第 11 条に規定する補助事業の中止または廃止の申請があった場合および次の各号に掲げる場合には、第 6 条第 1 項に規定する交付の決定の全部もしくは一部を取消しまたは変更することができる。

- (1) 補助事業者が、適正化法、適正化法施行令、その他の法令、規則または本要綱に基づく知事の処分もしくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合

(補助金の経理)

第 17 条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額および支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了、または中止もしくは廃止の日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(補助金調書)

第 18 条 補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目および科目別計上金額を明らかにする様式 10 による補助金調書を作成しておかなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第 19 条 補助事業者は、第 5 条の規定に基づく交付の申請、第 7 条の規定に基づく申請の取下げ、第 10 条の規定に基づく計画変更の申請、第 11 条の規定に基づく補助事業の中止または廃止の申請、第 12 条の規定に基づく事業遅延の届出、第 13 条の規定に基づく状況報告、第 14 条の規定に基づく実績報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成 16 年滋賀県条例第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第 20 条 前条までに定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附則

- ・この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年度の事業に適用する。
- ・この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度の事業に適用する。
- ・この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度の事業から適用する。

別 記（第3、4条関係）

1 補助対象事業の内容、補助対象経費および補助金の額は次のとおりとする。

事業名	補助対象事業の内容	補助事業者	補助対象経費	補助金の額
地域ぐるみの学校安全体制の整備	地域住民の参画による様々な教育支援の取組を推進する以下の事業 ・推進委員会の設置 ・スクールガード・リーダー等の配置 ・教育支援活動の実施・運営	市町	補助対象経費は、謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料および損料、会議費、保険料、雑役務費、委託費とし、各費目の取扱については、実施要領に定めるところによる。	補助対象経費の2/3以内とする。

2 1の事業は、アおよびイにより算出するものとする。ただし、算定されたそれぞれの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ア 実施要領に定められた費用について、地域の実情に応じて積算し、知事が認めた額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に3分の2を乗じて得た額を補助額とする。